独立行政法人地域医療機能推進機構東京蒲田医療センターにおける 売店・清涼飲料水等自動販売機の設置・運営者の公募の公示

平成29年4月1日からの患者及び職員等(以下「職員等」という。)のための売店及び清涼飲料水等自動販売機(以下「売店等」という。)の設置・運営者(以下「運営者」という。)を公募することといたしますので、希望する者は次のとおり企画書及び貸付料等にかかる見積書(封書で封印。以下「見積書」という。)を提出願います。

平成29年2月2日

独立行政法人地域医療機能推進機構東京蒲田医療センター 院長 石井 耕司

1. 事業概要

(1)事業名

独立行政法人地域医療機能推進機構東京蒲田医療センターにおける売店・清涼飲料水 等自動販売機の設置・運営事業

(2)運営内容

運営者は、当院院長が指定する病院建物を有償で借り受け、当院と協議のうえ運営に必要な設備整備等を行い、患者及び職員等のための売店・自販機等の運営全般を実施する。

(3)貸付(運営)期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日(5年間) 本貸付契約は、契約期間の満了をもって契約は終了し、更新はしない。

2. 参加資格、選定基準及び評価基準

(1)企画書及び見積書の提出者に要求される資格

独立行政法人地域医療機能推進機構会計規程(以下「会計規程」という。)及び独立行政 法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則(以下「契約事務取扱細則」という。)の規程 によるほか、次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- ① 法人等を設立して5年以上経過しており、当該事業について各々良好な運営実績が3年以上あること。
- ② 法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。
- ③ 不正及び不誠実な行為がないこと。
- (2)企画書及び見積書を特定するための評価基準(詳細については別紙)
 - ① 企画書の提出者の能力同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績
 - ② 担当予定スタッフの能力 スタッフ数、当該事業に必要な資格及び業務経験、同種又は類似業務の実績、その他 主要業務の実績
 - ③ 当該事業の運営方針 運営方針・方法の妥当性、職員配置計画の妥当性、当該事業運営に対する取組意欲

3. 手続等

(1)担当係

〒144-0035 東京都大田区南蒲田2-19-2 独立行政法人地域医療機能推進機構 東京蒲田医療センター 事務部 経理課 契約係 電話 03-3738-8221(代)

- (2)説明書の交付期間及び場所
 - ① 交付期間

平成29年2月2日(木)から平成29年2月17日(金)まで 9:00~12:00及び13:00~17:00 (17日は15:00まで)

(ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日は除く。)

- ② 交付場所
 - 「3. (1)」に同じ
- (3)参加希望者の登録期限、場所及び方法
 - 登録期限

平成29年2月17日(金)15時00分まで

- ② 登録場所及び方法
 - 「3.(1)」に同じ(別紙「応募申込書」を持参又は郵送)
- (4)企画書及び見積書の提出期限
 - ① 提出期限

平成29年2月17日(金)15時00分まで

② 提出場所及び方法

提出場所「(1)」に同じ

提出方法 持参又は書留による郵送

なお、企画書(提案する販売機、商品のカタログ、企画書補則説明に係る提案書等の資料含む)は12セット提出すること

4. その他

- (1)虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は企画書及び見積書は、無効
- (2)契約書作成の要否・・・・・・・ 要
- (3)企画書ヒアリング・・・・・・・・・・ 必要に応じて実施
- (4)関連情報を入手するための窓口・・・ 上記「3.(1)」に同じ
- (5)詳細は説明書による